

進歩性判断における「技術常識等」の法理設計図

近年の知財高裁判決（6事例）から読み解く、主張・立証の構造と戦略

The Fog：技術常識の「立証難易度」スペクトラム

The Proof Spectrum

明文化されている（立証容易）

- 法令・規格
- 経験則
- 社会的課題

自明・当然の前提

- 周知技術
- 慣用技術
- 技術動向

暗黙知（立証困難）

- ノウハウ
- 業界で常識化・前提化された非言語ルール

ジレンマ：「誰もが知っている」からこそ、明文化されておらず立証が困難になる。
本資料は、この「技術常識の壁」を突破するための戦略的フレームワークである。

The Anatomy : 進歩性判断フローと技術常識の介入地点

類型1: 本件発明の技術用語を解釈・確定する

類型2: 引用発明の構成を補完・認定する

類型3: 副引用例適用の動機付け (課題共通性) を生む

類型4: 相違点を「設計事項」に落とし込むか、逆に「阻害要因」として防衛する

ステップA:
本願発明の認定

ステップB:
引用発明の認定

ステップC:
動機付け

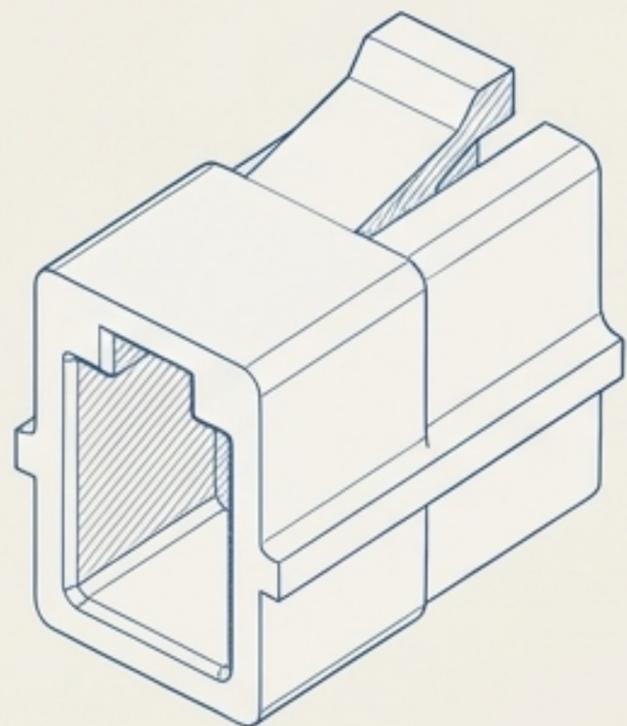
ステップD:
設計事項

ステップE:
阻害要因

類型1&2：認定の書き換え（基盤の再構築）

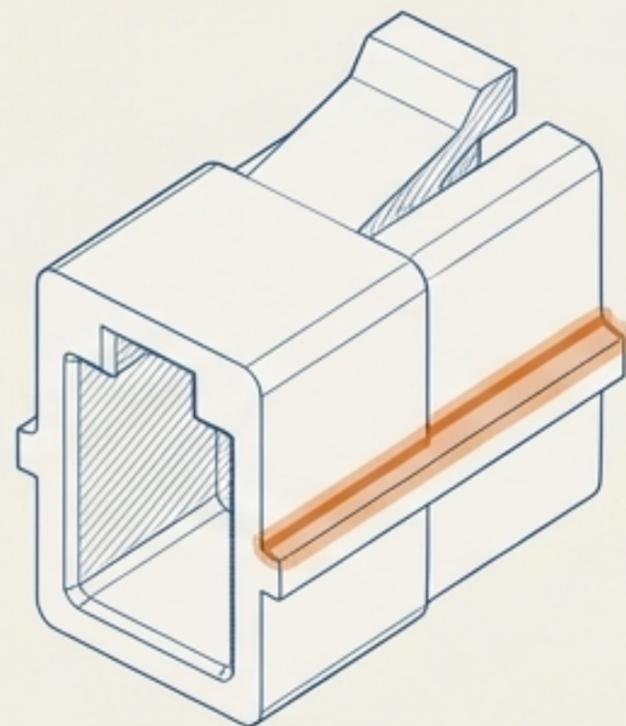
事例⑤「光フェルール金型」事件

The Text (明細書の文言)



- 本件発明：「分割線加工物」
- 引用発明：「成形」によるコネクタ（バリの記載なし）

The Legal Reality (技術常識の適用後)



- 技術常識：「金型の合わせ目には必ずバリができる」「アンダーカットを避ける金型設計の常識」
- 認定結果：本件発明の分割線加工物＝「バリ」。引用発明の成形品にも必然的に「特定の稜線上にバリが存在する」と認定。

戦略的示唆：明細書に記載がない事項であっても、教科書レベルの初歩的・基本的な技術常識（金型設計の常識等）を用いれば、実質的な相違点を強制的に消滅させることができる。

類型3：「社会的要請」という巨大な傘（動機付けの架け橋）

事例②「燃焼器及びボイラ」事件

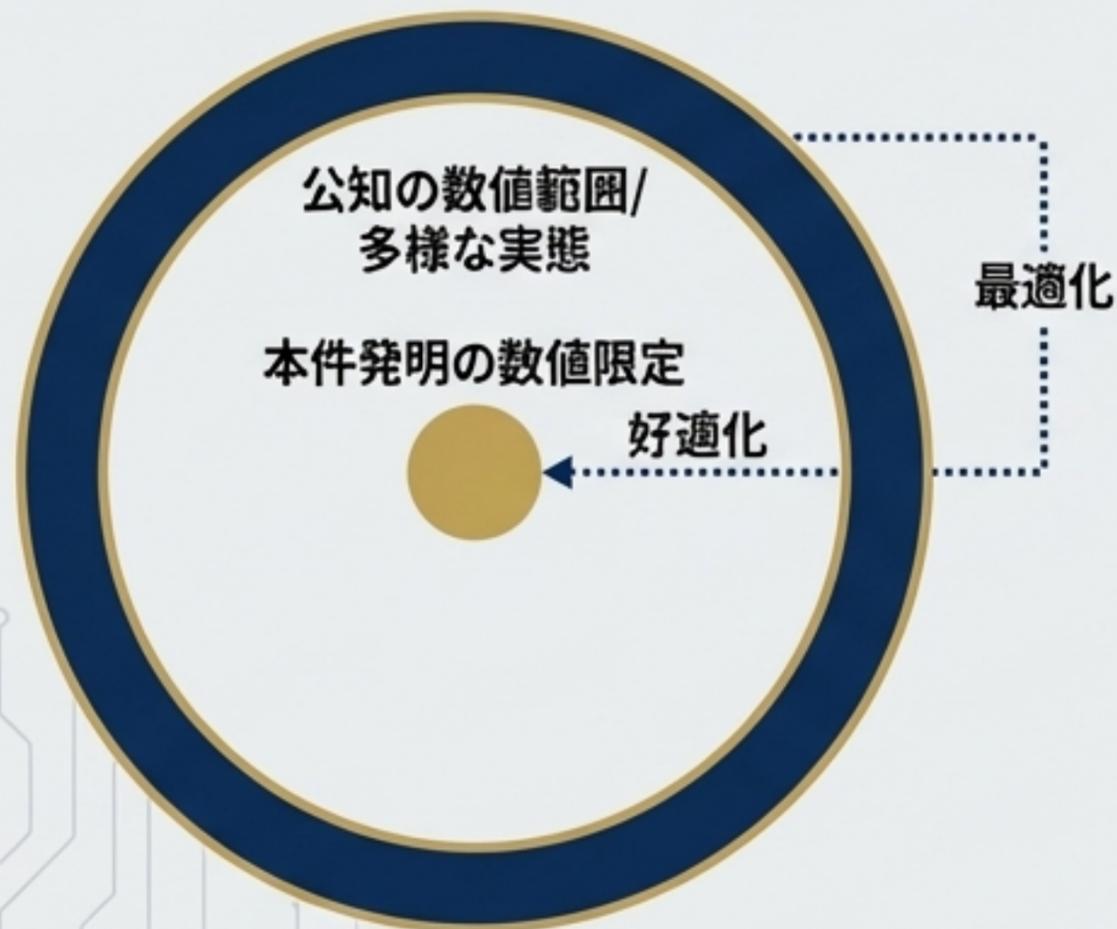


メカニズム：技術分野が直接一致しなくとも、一段抽象度を上げた「燃焼熱を利用する装置」という上位概念において、CO2削減という「傘」が被さることで、両者を結合する強力な動機付け（ステップC）が成立する。

類型4（攻撃）：数値・パラメータの「的」と設計事項

事例①「土木工事用不織布」 & 事例④「木質複合材」

単位 (mm)



発明の名称名称	書証	厚さ	長さ	幅	備考	
薄物水質ボード	甲2	0.5	50	30～50	表層層がMDF層、内層がストランド層の水質ボードについて、ストランド層のストランドが飛散が無く、内層が緻密に構成されていることを特徴とする薄物水質ボードの発明	
円筒性ストランドマットの製造方法及びその用途の発明	甲4	0.3	24	8	ストランドを高速気流流に飛ばし、一定方向に配向する配向工程等を有する配向性ストランドマットの製造方法及びその用途の発明	
木質板および木質板の製造方法	甲5	表層層	0.2～0.5	6～12	0.1～2.5	木片を熱処理性樹脂によって結着した芯層と、熱処理性樹脂層によって結着した表層層からなる木質板の製造方法（芯層の樹脂は「量が多い」とされている数値）
		芯層	0.5～1	20～25	4～8	
(中 略)						
方向性木片薄片集成板	乙4	0.2～0.8	20～100	3～50	木片薄片をバインダー樹脂により接着一体化した木片薄片集成板からなる木質板の製造方法及びバインダーで成型一体化している木片薄片集成板において好ましいとされる数値	
	本件発明1	0.2～0.5	40以下	15以下		
	本件発明2	0.2～0.5	20以下	5以下		

攻撃的理論（ステップD）：

事実1（公知の傾向）：黒色繊維の比率は市場に「多様」に存在。木質ボードの寸法も用途に応じ「概ね一定範囲」に分布。

事実2（効果の予測性）：寸法と強度には定性的な関係があるという技術常識。

結論：定性的な関係が技術常識である以上、用途に合わせて数値を好適化（ターゲットを絞る）することは、当業者の通常の創作能力（設計事項）に過ぎない。

類型4（防衛）：逆ベクトルの力（阻害要因としての技術常識）

事例⑥「鋼管矢板式係船岸」事件

引用発明からの推論

技術常識という「壁」
(JIS規格 SKY400/490)

本件発明
(特殊パラメータ ρ)

防衛発明理論（ステップE）

本件発明

特殊パラメータ（ ρ の式）と高い鋼材降伏強度（400N/mm²以上）。

引用発明からの推論

公式を変形すればパラメータは導出可能に見える。

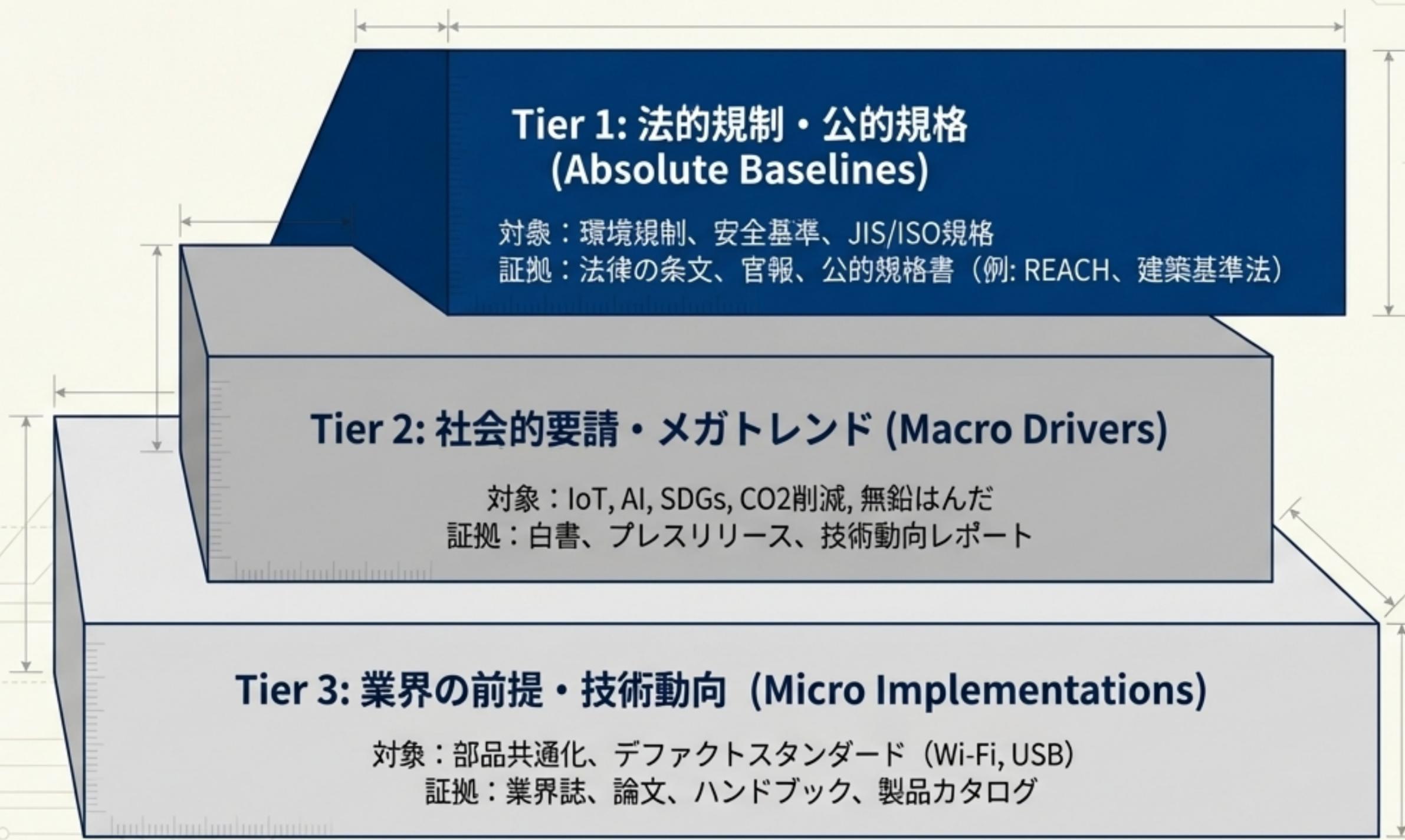
結論（阻害要因）

当時、港湾設計においては「JIS規格の鋼材を使用することが当然の前提」であった。当業者がわざわざ規格以上の強度を想定して式を導出する動機はなく、明確な「阻害要因」となる（進歩性肯定）。

6大判例の戦略マッピング (The 6 Cases Diagnostic Matrix)

事例	適用ステップ	技術常識の役割	立証手段	進歩性の結論
事例① 不織布	ステップB, D	引用発明補完、 数値の設計事項化	カタログ、 実験報告書	×
事例② ボイラ	ステップC	社会的要請による動機付け	プレスリリース	×
事例③ ビークル	ステップB, D	下位概念の包含 (課題共通性は否定)	公報	○ (進歩性維持)
事例④ 木質ボード	ステップD	定性的関係の立証、 数値の最適化	複数公報・別表	×
事例⑤ 光フェルール	ステップA, B	用語解釈、 暗黙の構成認定	教科書、辞書	×
事例⑥ 銅管矢板	ステップE	JIS規格による阻害要因	規格書、基準解説	○ (進歩性維持)

技術常識のソース分類表 (The Evidence Arsenal)



実務における証拠収集タクソノミー

パラダイムシフト：「動機付け」を超えた多次的機能

The Sword (攻撃のベクトル)

- 認識の書き換え：明細書の記載の欠落を埋め、引用発明の実質的な姿を強制的に変容させる（類型1, 2）。
- 意義の無効化：数値限定や特殊パラメータを、単なる「好適化（設計事項）」へと引きずり降ろす（類型4）。

技術常識等 (CGTK)

The Shield (防衛のベクトル)

- 結合の遮断：規格や業界の「当然の前提」が、進歩性を否定しようとする論理を打ち砕く「強固な阻害要因」となる（類型4・ステップE）。

Core Insight：技術常識等は、単に引用例同士を結びつける「接着剤」ではなく、発明の輪郭そのものを変形させる「彫刻刀」である。

実務的アクション：技術常識の波を乗り越えなす

Phase 1: 出願時の戦略 (Defensive Drafting)

- 有利な技術常識（自発的なベースライン）を明細書に意図的に仕込む。
- 技術常識に対する「本願特有の効果」の質的・量的な差違（データ）を明確にし、設計事項化を防ぐ防波堤を築く。

Phase 2: 審判・紛争時の戦略 (Handling Ex Officio)

- Risk：審判合議体による「職権探知（当事者が主張しない技術常識の認定）」への警戒。
- Action：職権発動による不意打ちに対し、反論・意見陳述の機会を必ず確保・活用する。
- Action：教科書的な基本技術以外の「過度な抽象化」には、対抗する技術常識（阻害要因等）をぶつけて反証する。

結論：技術常識を制する者が、**進歩性判断**を制する。
自明なものほど、**戦略的な立証の構築**が勝敗を分かつ。